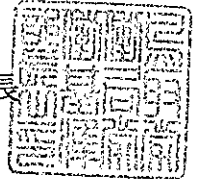




鳥労基発0910第1号
令和3年9月10日

労働災害防止団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



第72回全国労働衛生週間鳥取労働局長メッセージの送付について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第72回全国労働衛生週間の実施につきましては、令和3年8月27日付け鳥労発基0827第4号をもって、労働者の健康確保対策の一層の推進を図っていただくことと全国労働衛生週間実施要項による事業場の実施事項等について、傘下の関係事業者にも周知くださるよう、鳥取労働局長より依頼させていただいたところですが、この度、全国労働衛生週間の実施に当たり、鳥取労働局長よりメッセージが寄せられましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、関係事業者、労働者の皆様への周知に御配慮くださるとともに、メッセージにあります『事業者及び労働者が一丸となって、それぞれの職場における労働衛生対策を積極的に進め、事業場の労働衛生水準の向上に努めていただく』について、その実施の推進に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和3年度全国労働衛生週間 鳥取労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、本年度で第72回を迎えることになりました。この間、本週間は、県民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者をめぐる状況を見ますと、依然として過労死、職場におけるストレスなどの問題が山積しており、職業性疾病の予防を始め、過重労働による健康障害防止、職場におけるメンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止、高年齢労働者の安全と健康確保対策、治療と仕事の両立支援などを強力に推進していただくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防対策の徹底が求められております。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとしています。

また、9月は、同週間の準備期間と合わせて、「職場の健康診断実施強化月間」でもあります。一般定期健康診断の実施、その結果についての医師への意見聴取、意見を踏まえた就業上の措置の実施について徹底をお願いします。

各企業におかれては、この全国労働衛生週間を契機に、事業者及び労働者が一丸となって、それぞれの職場における労働衛生対策を積極的に進め、事業場の労働衛生水準の向上に努めていただきますとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、実行可能な感染症拡大防止対策の検討及びその実施に取り組んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和3年9月10日

鳥取労働局長 石田 聡

鳥労発基0827第4号
令和3年8月27日

関係事業者団体の長 殿

鳥取労働局長

令和3年度全国労働衛生週間の実施について（依頼）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保するため、本年度も中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「令和3年度全国労働衛生週間実施要綱」（以下、「実施要項」という。）に基づき、全国労働衛生週間を令和3年10月1日から10月7日までの間、実施いたします。

つきましては、全国労働衛生週間を契機として、労働者の健康確保対策の一層の推進を図っていただくため、貴団体におかれましても、別添の実施要項による事業場の実施事項等について、傘下の関係事業者に周知くださいますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本運動による対策を進めるに当たっては、いわゆる“3つの密”（(1)密閉、(2)密集、(3)密接）を避けることを徹底しつつ、取り組んでいただきますよう併せてお願いいたします。